

納付について

Q 65歳以上で年金所得のみです。市県民税はどのように納めるのですか？

A 公的年金からの特別徴収（天引き）での納付になります。



令和5年中に公的年金を受給しており、令和6年4月1日現在65歳以上のかたは、公的年金分に課税される市県民税は、公的年金からの特別徴収（天引き）による納付となります。なお、公的年金から特別徴収される市県民税は、普通徴収（納付書か口座振替）を選択することはできませんのでご了承ください。

- ※ 特別徴収が行われる年金は、介護保険料が特別徴収されている公的年金です。
- ※ 特別徴収が行われる税額は、すべての公的年金の収入金額（遺族年金や障害年金は除きます）から算出した市県民税額です。
- ※ 令和6年1月2日以後に秋田市外へ転出された場合や、年金に関する所得の税額変更があった場合、一定の条件で特別徴収が中止となります。

○市県民税の納め方（例）

1 特別徴収初年度の納め方

納付方法	普通徴収（納付書などで納める）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
年税額 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	年税額の半分30,000円を 2回に分けて納付		年税額の半分30,000円を 3回に分けて引き落とし		



2 特別徴収2年目以降の納め方

1のかたの年税額が66,000円になった場合（年税額は毎年6月に確定します。）

納付方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額 66,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円
	前年度の年税額60,000円の半分の 30,000円を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた額 36,000円を3回に分けて引き落とし		

- ※ 特別徴収2年目以降のかたでも、年の途中で年金からの市県民税の特別徴収ができなくなった場合、翌年度の10月からの特別徴収再開となるため、翌年度の6月と8月は納付書か口座振替での納付が必要となります。

Q 年金支払者からの年金振込通知書と秋田市からの納税通知書とで、住民税額が違つのですが？

A 実際の税額は秋田市からお送りする納税通知書の税額です。



秋田市が日本年金機構等の年金支払者に、年金からの引き落としの依頼を行ったあと、実際に引き落としされる税額が反映されるまで数ヶ月かかるため、税額の変更が直近の年金振込通知書に反映されない場合があります。

